



厚生連労組が実現した たくさんの権利とルール。



勤務交代の基準(平成17年9月確認)

- (1) 勤務交代の目的
 - ①各看護単位の看護実践力の量的、質的均一化をはかる。
 - ②看護師個々のキャリアアップを支援する。
 - ③職場の活性化をはかる。
- (2) 勤務交替の時期
 - ①新卒看護師は2～3年を目途とする。ただし、一般病棟以外の部署に配置した場合は早めに交替する。
 - ②新卒以外は3～7年を目途とする。
 - ③看護協会が実施する認定看護師、専門看護師をめざす場合はこれを勘案する。



勤務表作成基準

労使で確認している統一基準は次のとおりです。

- (1) 全病院統一基準
 - ①各種会議・出張・冠婚葬祭・その他公的業務を優先する。
 - ②個人希望は2回までとする。組合活動は個人希望に含まない。
 - ③日勤者にリーダーを含めた必要人員を確保する。
 - ④勤務者の組み合わせは、看護レベルを一定に保つように配慮する。
 - ⑤原則として連休を2回組み、法定休日を入れる。
 - ⑥深夜入りは半休日または休日とし、準夜明けは休日とする。夜勤間隔は3日以上とする。夜勤体制により準夜は可とする。
 - ⑦その他については、各職場の基準を作成し運用する。

時差出勤に関する協定

- (1) 就業規則によらない勤務体制(変則勤務・時差出勤)を導入する場合は組合と協議をする。
- (2) 組合支部と協議の上認める時差出勤は次のとおりとする。
 - ①外来部門、透析部門は1時間の早番・遅番。
 - ②6時給食にあたり、看護師・栄養科職員は1時間、病棟補助員は1時間30分の遅番。
 - ③手術室について、基幹病院は210分、その他病院は60分の遅番。
 - ④療養病棟(転換後の障害者病棟)、介護老人保健施設について、早番7時から15時30分、遅番10時30分から19時。

